

事業費補助金調査票(表)

補助金名	集団営農用機械施設整備事業補助金
------	------------------

担当課	経済部 農政課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	02	20 - 14
事業名	集団営農用機械施設整備事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	70,000	千円
R4 予算額	70,000	千円
R3 決算額	31,812	千円
R2 決算額	39,948	千円
R1 決算額	39,646	千円
H30 決算額	48,070	千円
H29 決算額	31,091	千円

事業の趣旨・目的	<p>稲作は本市の基幹作物として重要な位置を占めているが、需給不均衡による米価低迷や輸入圧力の増大等、農業を取り巻く厳しい情勢の中で、稲作農家の経営の安定を図る必要がある。</p> <p>担い手の経営発展のために必要な機械施設共同利用等に係る機械施設等の導入に要する経費を補助し、生産組織の育成や品質向上等を促進し、生産コストの低減を図る。</p>	補助対象者・経費	<p>【補助対象者】</p> <p>認定農業者、水田農家3戸以上の営農集団(認定農業者が1戸以上含まれており、代表者の定め並びに組織及び運営に関する規約があること)で水田の経営面積が15ha以上であること。また、転作等の達成率が100%以上であり、今後も協力を確約すること。</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>・稲作の主要基幹作業に必要となる機械及び施設の導入に係る経費</p> <p>【補助率】</p> <p>・(認定農業者)補助対象経費の2/5以内 ・(営農集団)補助対象経費の1/2以内</p> <p>【国県等の補助率】</p> <p>市単補助事業のため、国県等の補助なし</p> <p>【近隣自治体の補助率】</p> <p>・佐倉市:対象事業費の1/3以内 ・香取市:対象事業費の1/3以内</p>										
開始年度	平成 4 年度												
根拠法令等	(市)成田市集団営農用機械施設整備事業補助金交付要領 成田市集団営農用機械施設整備事業補助金交付基準	補助率											
留意事項													
決算内訳	<b>令和 3 年度決算額等</b> (単位:千円)			成果指標	成果指標: 交付件数								
		金額	件数		割合	(単位:件)							
	全体事業費	83,786	/		/								
	うち市補助金	31,812	10		38.0%								
	うち国補助	0	/		0.0%								
	うち県補助	0	/		0.0%								
自己負担	51,974	/	62.0%										
					<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	10	令和2年度	14	令和元年度	14
年度	数値												
令和3年度	10												
令和2年度	14												
令和元年度	14												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「元気な農林水産業を育むまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	各地域において担い手となる農業者の確保が求められており、農地の集積を推進し、農業者における生産性及び経営の強化を図る必要がある。
	類似の補助事業はない	いいえ	県の事業では産地育成や流通体制の確立等を目的とし、本事業では、農地利用集積や機械等の共同利用等を目的とし、県の事業を補完している。
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	農業従事者が減少する中で地域の担い手に農地の集積が進んでいることから、今後も補助水準を維持することは必要である。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 R1:14件 R2:14件 R3:10件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	毎年多数の補助要望があり、農業者のニーズが高く、稲作農家の経営の安定に寄与している。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	農業従事者が減少する中で各地域において担い手となる農業者の確保が喫緊の課題となっている。機械等の共同利用組合や認定農業者等の担い手となる農業者に農地の集積が進むことで、機械の大型化が進み、その導入経費は大きな負担となっている。水田農業における生産性の強化、農業者の経営強化を図り、本市が県内有数の水田農業の産地として引き続き発展していくため、今後も継続して補助事業を実施する。		